

- (6) 鉄道統計の公表責任者 (7) 本社関係の統計の調製 (8) 鉄道管理局その他の統計の調製 (9) 統計の作成および編集 (10) 統計資料報告主任者。

3 鉄道統計の編集公表および総合調整の機関

鉄道統計の編集・公表および総合調整の機関はともに、本社においては経理局長(事務施行課は経理局審査統計課)、地方組織においては、支社長または鉄道管理局長(事務施行課は支社審査統計室統計課、同分室審査統計課。鉄道管理局にあっては、経理部会計課もしくは総務部会計課)が行い、公表の責任者も同じである。鉄道統計の解釈に、広義と狭義の2つの意味があるが、鉄道統計の編集および公表は、基本的統計を指す狭義の鉄道統計の意味である。総合調整については、鉄道統計の体系整備にあるので、広義の鉄道全般の統計を指す意味である*鉄道統計。したがって統計報告類の登録制は、国鉄の管理部門が現場から統計報告類の提出を求めるときは、必ず登録をして報告類の徴集を行う定めになっている。すなわち登録制は、統計報告類の重複または類似の報告類の徴集発生を事前に防ぎ、経費の節約と現場の負担を軽減し事務効率増進をはかるため設けた規定である。

4 統計調製の義務と編集期日の責任

統計資料の調製については、本社および地方関係の各局課が主管事項について、鉄道統計月・年報、鉄道要覧に掲載する統計表を調製し、本社関係は経理局長に、地方関係は鉄道管理局長に、おのおのその資料の提出期日を義務づけている。さらに編集の機関自体が作成する統計表の係数関係、および提出された統計資料の編集完了期日についても明示している。

なお各系統部門の統計資料報告主任者を定めて、提出した統計資料の内容および報告の責任を明確にしている。統計表中の総合統計科目は、鉄道統計月・年報および鉄道要覧の編集項目内容で、鉄道統計年報は編別に分冊され、鉄道統計月報および鉄道要覧はそれぞれ一括して印刷される。

5 鉄道統計年報の変遷

鉄道統計年報の歴史をたどってみると、国鉄開業当時の旅客・貨物の輸送数量、運賃収入、営業キロ等の基本的な数字は残されているが、これは統計というより単なる記録に過ぎない。完全な統計表が作られるようになったのは明治40年で、その後現在に至るまで、年度ごとに調製されており、時代の変遷とともに、その編さん内容、名称も改められた(別表)。

なお統計資料については、前述の鉄道統計年報のほか、月報、鉄道要覧、国有鉄道概況(速報)および本社内各局ならびに地方鉄道管理局で発行している定期・臨時の統計関係刊行物等を年度別に整理し、経理局審査統計課の閲覧所に集中して各方面の利用閲覧に供するとともに、これを紹介する統計彙(い)報の発行も行っている。(浅井 章)

てつどうとしよしつ 鉄道図書室 明治28年頃専ら職員の閲覧に供するため、当時の逓信省鉄道局に創設されたもので、初めは鉄道に関する図書のみ収集したが、漸次広く一般図書をも備付けるとともに設備の改善をはかった。現在は、東京都千代田区国鉄本社内にある。蔵書は和書25,724冊、洋書11,282冊、合計37,006冊。常時(日曜・休祭日を除く)開室し、職員および一般の閲覧に供している。(川村徳治)

てつどうにかんするじてん 鉄道に関する辞典 運輸交通に関する専門辞典として古くは大阪鉄道局編「鉄道用語辞典」と、鉄道80周年記念に出版された運輸調査局編「7箇国語対訳鉄道辞典」がそのおもなものである。

鉄道用語辞典(昭和10年刊、46倍判824ページ)は、大阪鉄

道局で企画編集され1年10箇月をかけて完成、一般社会人に正確な鉄道知識を伝え、職員に対しては実務の資料・鉄道常識の養育を目的とし、国鉄を中心に鉄道用語として日常使用する語い約7,000を選定し、これをアイウエオ順に配列、その定義を示すとともに簡単な解説を試み、ほかに写真600、図面400を収載、理解を助けてある。刊行以来、鉄道部内に限らず各方面にわたり予期以上の好評を博し、当時としてわが国における唯一の鉄道辞典として活用された。

この辞典も年月の経過とともにさらに改訂を加える必要が生じ、昭和17年国鉄において新たに「鉄道大辞典」の編集を企画、実現に努めたが、戦争激化のため中止、戦後科学技術の立後れ、急速に増えた米語の必要に迫られ「大辞典」にかかわって、外国語の対訳を主とする鉄道辞典を刊行することになった。財団法人運輸調査局が国鉄部内の協力を得て完成した、**日英米独仏露華対訳鉄道辞典**(昭和27年日本国有鉄道刊、A5判870ページ)がこれである。鉄道に関する事務系技術系の用語をとり、その範囲も広く鉄道用語に限らず、鉄道事業に関係の深い交通運輸・道路・自動車・海運用語などの語いも集め、これに大戦後の新語を加えた総数8,619、これに国鉄および運輸調査局の専門家が邦文による解説を付し英米独仏露華6箇国の対訳をつけたもの。2部にわかれ、第1部は日本語を主体とし、これに6箇国の対訳を付し簡単な解説を付してある。第2部は英米独仏の4箇国語を主体とし、これに日本語を付してある。外国語いは、第1部で約43,000語、第2部で約26,000語に達している。

本書は、範を独逸のシュローマンの辞典にとり、関係項目を含めて広範にわたる諸知識があまねく収録されており、鉄道科学に欠くことのできない便利な辞典となっている(川村徳治)

てつどうのかんとく 鉄道の監督 鉄道はわが国の基幹産業として政治・経済・社会・文化のあらゆる面にわたってきわめて重要な役割を果たし、その事業の特性として高度の公共性を有している。そこで国は、鉄道の健全な発達をはかり、鉄道をして本来の機能を十分に発揮して公共の福祉の増進に寄与させるため、これを監督している。

わが国の鉄道はそれぞれ準拠法規にもとづいて、日本国有鉄道・地方鉄道(鋼索鉄道・懸垂鉄道を含む)、軌道(無軌条電車を含む)・索道事業に分けられ、またべつに私人の専用に供されるものとして専用鉄道・専用索道・専用軌道が挙げられる。これらのうち国鉄以外の鉄道事業を民営鉄道と総称する。政府は明治初年の鉄道創業以来、自ら鉄道を建設し経営すると同時に民営鉄道の育成監督に当たってきたが、昭和24・6日本国有鉄道法の施行により、国有鉄道の経営は公共企業体たる日本国有鉄道に移された。そして日本国有鉄道は運輸大臣の監督を受けることとなった。

国有鉄道を官庁組織からはずし、公共企業体としたのは企業の能率的運営が大きくなねらいであって、そのためには政府の監督をできるだけ少なくし、経営上の自主性をもたせる必要がある他面、国鉄は政府が全額出資して国家財政と密接な関係があり、また国内輸送の根幹をなし、公共性がきわめて強く、その経営の良否は国民生活に重大な影響をおよぼすので、国の強い監督が要請される。この2つの要請をいかに調整するかが問題の存するところである。

1 国有鉄道に対する監督

日本国有鉄道法の規定するところにより、運輸大臣が主管しているが、その監督権限のおもなものを挙げてみると

- (1) つぎに掲げる事項については、運輸大臣の許可または認可を受けなければならない(同法第53条)。